

組合規約を改正

～ 共同処理事務の追加など～

千葉県市町村総合事務組合

千葉県内の市町村合併及び千葉県自治センターとの統合に伴う千葉県市町村総合事務組合規約の改正については、組織団体の協議を経たうえで、千葉県知事へ申請し、許可を得て改正されました。改正規約の概要は、次のとおりです。

1 組織団体

全市町村(三十六市・二十町村)及び四十四組合で計百団体となりました。

平成十七年十二月五日以後に市町村合併により廃止される市町村及びこの市町村合併に伴い解散する一部事務組合を削除し、新たに設置される市・町を追加しました。また、市町村合併に伴い名称が変更される一部事務組合の名称を変更しました。

合併のあった市町村

【新設合併】

・いすみ市(夷隅町・大原町・岬町)

・匝瑺市(八日市場市・野栄町)
・南房総市(富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町)

・香取市(佐原市・山田町・栗源町・小見川町)

・山武市(成東町・山武町・蓮沼村・松尾町)

・横芝光町(横芝町・光町)

【編入合併】

・成田市(下総町・大栄町)

2 共同処理事務

新たに次の二事務を追加しました。

①職員共同研修機関の設置及び運営

②職員採用試験の合同実施

平成十八年三月三十一日をもって解散する千葉県自治センターが共同処理している事務を承継するため、これらの事務を共同処理事務に加えました。

これにより十四の事務を共同処理することになりました。

3 組合議会

議員の定数を十人とし、市長から六人、町村長から四人を互選することになりました。

市町村合併により市町村の数が減少したことから、定数を四人減らすとともに、選挙区を廃止しました。

4 執行機関

副組合長は、二人を一人としました。また、収入役を廃止しました。

5 施行日

改正規約は、平成十八年四月一日から施行されました。

6 経過措置

①議員 議員定数の削減に関し、施行日の前日に議員である者は、施行日後に議員が選挙されるまでの間、在職することとしました。

②副組合長 副組合長の人数削減に関し、施行日の前日に副組合長である者は、施行日後に副組合長が選挙されるまでの間、在職することとしました。

7 事務の承継

施行日の前日に解散する千葉県自治センターの事務を承継することを明記しました。

8 市町村別の共同処理事務

次表のとおりです。